

山官錄追纂

起享保元年 御咎部  
 尽寛保三年 六

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 和書門 |   |   |   |   |
| 二   | 八 | 四 | 三 | 四 |
| 九   | 六 | 四 | 六 |   |
| 冊   | 架 | 函 | 號 | 類 |

|      |   |   |   |
|------|---|---|---|
| 庫文閣内 |   |   |   |
| 五    | 四 |   | 和 |
| 二    | 三 |   | 書 |
| 函    | 八 |   |   |
| 九    | 六 |   |   |
| 架    | 冊 | 號 | 類 |

|      |           |       |  |
|------|-----------|-------|--|
| 内閣文庫 |           |       |  |
| 番號   | 和         | 42386 |  |
| 冊數   | 29 ( 25 ) |       |  |
| 函號   | 152       | 78    |  |



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak





淺草文庫

歷代仕宦錄 卷一

享保文西中年

寬保三亥年



御忍之部





Handwritten text, possibly a title or address, located at the top of the right page.

Handwritten text, possibly a date or recipient information, located in the middle of the right page.

Handwritten text, possibly a name or title, located in the middle of the right page.

Handwritten text, possibly a name or title, located in the middle of the right page.

Red square seal impression, likely an official or personal seal, located on the right page.

享保元西中年

西保六甲申七月朔日  
改享保

正内大臣

一 出御物古の申根治言金地山海邊

所免書卷(在)重身及月不(五)和(百)日  
改免(長)江(野)野(元)日(中)内(向)好(九)元(書)卷(書)

紙

二五二四

一 出御物古の申根治言金地山海邊  
所免書卷(在)重身及月不(五)和(百)日



一 是日 江戸 大層 賑ひ あり 是日 江戸 大層 賑ひ あり 是日 江戸 大層 賑ひ あり

二月七日

一 江戸 大層 賑ひ あり 是日 江戸 大層 賑ひ あり 是日 江戸 大層 賑ひ あり

同 二月七日

一 是日 江戸 大層 賑ひ あり 是日 江戸 大層 賑ひ あり 是日 江戸 大層 賑ひ あり

是日 江戸 大層 賑ひ あり

一 是日 江戸 大層 賑ひ あり 是日 江戸 大層 賑ひ あり 是日 江戸 大層 賑ひ あり

一 是日 江戸 大層 賑ひ あり 是日 江戸 大層 賑ひ あり 是日 江戸 大層 賑ひ あり

一 是日 江戸 大層 賑ひ あり 是日 江戸 大層 賑ひ あり 是日 江戸 大層 賑ひ あり



一 書信紙の用紙は、  
昔の如く、大抵、  
白紙に、  
黒字にて、  
書き、  
封紙にて、  
封じ、  
送付すべし。  
又、  
封紙の用紙は、  
白紙にて、  
書き、  
封紙にて、  
封じ、  
送付すべし。  
又、  
封紙の用紙は、  
白紙にて、  
書き、  
封紙にて、  
封じ、  
送付すべし。

二月九日

一 書信紙の用紙は、  
昔の如く、大抵、  
白紙に、  
黒字にて、  
書き、  
封紙にて、  
封じ、  
送付すべし。  
又、  
封紙の用紙は、  
白紙にて、  
書き、  
封紙にて、  
封じ、  
送付すべし。  
又、  
封紙の用紙は、  
白紙にて、  
書き、  
封紙にて、  
封じ、  
送付すべし。

二月九日







在國有之林人喜色海之可記其有  
中夜作夢心驚肉跳公同

也為中言

一 毛理者海之流平以之任也。凡於  
物浮空不者紅身。紅身者為大國。紅身  
乃是為河身。河身者為海身。凡有海身者  
大為國。海身者為中。後

曰上言

一 毛理者海之流平以之任也。凡於  
物浮空不者紅身。紅身者為大國。紅身  
乃是為河身。河身者為海身。凡有海身者  
大為國。海身者為中。後

今之國之我知者。海之流平以之任也。凡於  
物浮空不者紅身。紅身者為大國。紅身  
乃是為河身。河身者為海身。凡有海身者  
大為國。海身者為中。後



江波と伝の中一海防の事  
近年の事ありては近年未だ未だの如  
近年の事ありては近年未だ未だの如  
近年の事ありては近年未だ未だの如  
近年の事ありては近年未だ未だの如  
近年の事ありては近年未だ未だの如

一 近年の事ありては近年未だ未だの如  
近年の事ありては近年未だ未だの如  
近年の事ありては近年未だ未だの如  
近年の事ありては近年未だ未だの如  
近年の事ありては近年未だ未だの如

上開の事ありては近年未だ未だの如  
近年の事ありては近年未だ未だの如  
近年の事ありては近年未だ未だの如  
近年の事ありては近年未だ未だの如  
近年の事ありては近年未だ未だの如

江戸古書



一 四物... 江... 傳...

所... 傳...

四物... 江... 傳... 十...

十月...

一 四物... 江... 傳... 十...

一 四物... 江... 傳... 十...

一 四物... 江... 傳... 十...



紅花の香を衣に染みし國邊の山に花を  
かき取りて惜しむるに何れも中へ  
山の花の香は花の香と云ふは  
中へ

二月十日

一 花の香は衣に染みし國邊の山に花を  
かき取りて惜しむるに何れも中へ  
山の花の香は花の香と云ふは  
中へ

花の香は衣に染みし國邊の山に花を  
かき取りて惜しむるに何れも中へ  
山の花の香は花の香と云ふは  
中へ



中朝の書下付の事は、  
南史の書下付の事は、  
教書に書下付の事は、  
之を教書に書下付の事は、  
海に書下付の事は、  
其の事は、  
中朝の書下付の事は、  
南史の書下付の事は、  
教書に書下付の事は、  
之を教書に書下付の事は、  
海に書下付の事は、  
其の事は、

享保二十二年

二月十九日

一、  
書下付の事は、  
正教の事は、  
其の事は、  
但書に書下付の事は、  
其の事は、



二月六日

一 右書不問其意如何但知年久意遠し則て徳政  
少得村柄同村より得物あり付物も作使  
し〜と相傳ふ事多し 年々海軍が政也〜  
徳政の意如何其の如し〜  
物も亦り得物致す再得物也  
可年意不詳 意不詳 意不詳  
意不詳 意不詳 意不詳  
意不詳 意不詳 意不詳

物も亦り得物致す再得物也  
可年意不詳 意不詳 意不詳  
意不詳 意不詳 意不詳  
意不詳 意不詳 意不詳  
意不詳 意不詳 意不詳  
意不詳 意不詳 意不詳  
意不詳 意不詳 意不詳  
意不詳 意不詳 意不詳  
意不詳 意不詳 意不詳  
意不詳 意不詳 意不詳



月日... (Faint handwritten text)

二月廿一日

一 主人... (Faint handwritten text)

... (Faint handwritten text)

... (Faint handwritten text)

... (Faint handwritten text)

二月廿一日

一 月日... (Faint handwritten text)

... (Faint handwritten text)

... (Faint handwritten text)

... (Faint handwritten text)

... (Faint handwritten text)

... (Faint handwritten text)

... (Faint handwritten text)

... (Faint handwritten text)

... (Faint handwritten text)

... (Faint handwritten text)



二月一日

一 書信言及與大河平手書 去年春  
頃在河津縣 寄四封書也 地以郵口入  
在使務局中 其信也 地亦不詳 亦不詳  
其書言及 寄信之口 亦不詳 亦不詳  
其書言及 寄信之口 亦不詳 亦不詳  
其書言及 寄信之口 亦不詳 亦不詳  
其書言及 寄信之口 亦不詳 亦不詳

如來寺住持方丈

一 書信言及在河津縣 寄四封書也  
其書言及 寄信之口 亦不詳 亦不詳  
其書言及 寄信之口 亦不詳 亦不詳  
其書言及 寄信之口 亦不詳 亦不詳  
其書言及 寄信之口 亦不詳 亦不詳

二月一日

一 書信言及在河津縣 寄四封書也  
其書言及 寄信之口 亦不詳 亦不詳  
其書言及 寄信之口 亦不詳 亦不詳  
其書言及 寄信之口 亦不詳 亦不詳  
其書言及 寄信之口 亦不詳 亦不詳















七月十七日

一 鳥山町中野町並井平常集便所  
給付の口給度は揚南の地所を以て  
お普人(田中)並井平常集便所  
お普人の地所を以て給付の口給度

一 口給度

一 鳥山町中野町並井平常集便所  
給付の口給度は揚南の地所を以て  
お普人(田中)並井平常集便所  
お普人の地所を以て給付の口給度

一 鳥山町中野町並井平常集便所  
給付の口給度は揚南の地所を以て  
お普人(田中)並井平常集便所  
お普人の地所を以て給付の口給度

一 鳥山町中野町並井平常集便所  
給付の口給度は揚南の地所を以て  
お普人(田中)並井平常集便所  
お普人の地所を以て給付の口給度



何の故に事なきに非ざるは其の故に  
事なきに非ざるは其の故に  
海に去るに非ざるは其の故に  
其の故に非ざるは其の故に

古の語に、若くは中列の語に

十月十日

一月先程の産費甚しく、其の故に  
此の故に非ざるは其の故に

此の故に非ざるは其の故に  
此の故に非ざるは其の故に  
此の故に非ざるは其の故に  
此の故に非ざるは其の故に  
此の故に非ざるは其の故に  
此の故に非ざるは其の故に  
此の故に非ざるは其の故に  
此の故に非ざるは其の故に  
此の故に非ざるは其の故に  
此の故に非ざるは其の故に



月一日後以自方公三傳由事進新

十月廿三日

一 書法古之傳流終始也但子傳及後

書法古之傳流終始也但子傳及後

一 書法古之傳流終始也但子傳及後

一 書法古之傳流終始也但子傳及後

一 書法古之傳流終始也但子傳及後

一 書法古之傳流終始也但子傳及後

一 書法古之傳流終始也但子傳及後

一 書法古之傳流終始也但子傳及後

一 書法古之傳流終始也但子傳及後

一 書法古之傳流終始也但子傳及後

一 書法古之傳流終始也但子傳及後

一 書法古之傳流終始也但子傳及後

一 書法古之傳流終始也但子傳及後

一 書法古之傳流終始也但子傳及後











此書の正誤を訂正し、其の旨を明かにす。

中

十一月九日

一 四國書三卷を重くして、其の旨を明かにす。

所記の事、其の旨を明かにす。其の旨を明かにす。

十一月七日

一 四國書の上巻を重くして、其の旨を明かにす。

所記の事、其の旨を明かにす。其の旨を明かにす。

二 四國書の下巻を重くして、其の旨を明かにす。

所記の事、其の旨を明かにす。

一 四國書の中巻を重くして、其の旨を明かにす。

所記の事、其の旨を明かにす。其の旨を明かにす。

三 四國書の下巻を重くして、其の旨を明かにす。

所記の事、其の旨を明かにす。其の旨を明かにす。

四 四國書の上巻を重くして、其の旨を明かにす。

所記の事、其の旨を明かにす。其の旨を明かにす。







大正九年六月廿七日  
平島正切敷

一 中書法切本内務省理中法九年六月廿七日  
大正九年六月廿七日  
切敷一 及法切敷  
右是下等法切敷  
右是下等法切敷  
切敷

一 右等法切本内務省理中法九年六月廿七日

大正九年六月廿七日

右等法切本内務省理中法九年六月廿七日



享保三戌年

二月十二日

一 宿野之向方集 所于百五

御書始 遷所之口本上所可要  
之書集 亦均集之集之集  
而之集之 亦均集之集之集  
以 宿野 所同集之集之集



中興元年二月三日庚辰 蜀公

一 蜀公書云... 蜀公書云... 蜀公書云...

古歌云... 蜀公書云... 蜀公書云...

蜀公書云...

一 蜀公書云...

蜀公書云... 蜀公書云... 蜀公書云... 蜀公書云... 蜀公書云...

三月廿二日







二月十日

一 田舎の事  
田舎の事  
田舎の事

田舎の事

一 田舎の事  
田舎の事  
田舎の事  
田舎の事  
田舎の事

田舎の事

一 田舎の事  
田舎の事  
田舎の事  
田舎の事  
田舎の事

田舎の事

一 田舎の事  
田舎の事  
田舎の事  
田舎の事  
田舎の事



新得... 海... 御... 卷

一 書... 御... 卷

日... 日

一 位... 日... 日

不... 日... 日

日... 日

一 養... 日... 日







一 口流以在幼幼... 但... 者幼... 方...  
百端... 幼... 幼... 幼...  
... 幼... 幼... 幼...  
... 幼... 幼... 幼...  
... 幼... 幼... 幼...  
... 幼... 幼... 幼...  
... 幼... 幼... 幼...  
... 幼... 幼... 幼...

列在... 页

七月... 日

一 似... 似... 似... 似...  
... 似... 似... 似...  
... 似... 似... 似...  
... 似... 似... 似...  
... 似... 似... 似...  
... 似... 似... 似...  
... 似... 似... 似...  
... 似... 似... 似...



七月十八日

一 承回沙金(但此组以予余幸甚)  
古組の如く(動者)細中(群)五(部)  
致(予)大(幸)也(予)余(幸)甚(也)  
予(幸)甚(也)江(幸)甚(也)言(予)幸(甚)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)  
予(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)  
予(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)

一 承回沙金(但此组以予余幸甚)  
予(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)  
予(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)  
予(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)  
予(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)  
予(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)  
予(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)  
予(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)大(幸)甚(也)



及是言本方物... 後... 貴...

七月九日

一... 中... 後... 貴...

至... 此... 者... 貴... 貴...

一... 此... 中... 中... 中...



一 田舎市組の海山集の古河の... 市... 新... 万... 中... 音... 海... 古...

一 此列中... 運...

一 田舎市... 海... 田... 江... 北...

一 大... 江... 北... 田... 江... 北...



七月七日

一 本署被檢獲偽造印文及印文用紙等件  
 已交警廳由警廳送法務省法務局  
 中野區法務局法務官同為中野區法務官  
 古向洋行等。以上各件均係偽造印文  
 及印文用紙等件。以上各件均係偽造  
 印文及印文用紙等件。以上各件均係  
 偽造印文及印文用紙等件。以上各件  
 均係偽造印文及印文用紙等件。以上  
 各件均係偽造印文及印文用紙等件。

七月七日

一 本署被檢獲偽造印文及印文用紙等件  
 已交警廳由警廳送法務省法務局  
 中野區法務局法務官同為中野區法務官  
 古向洋行等。以上各件均係偽造印文  
 及印文用紙等件。以上各件均係偽造  
 印文及印文用紙等件。以上各件均係  
 偽造印文及印文用紙等件。以上各件  
 均係偽造印文及印文用紙等件。以上  
 各件均係偽造印文及印文用紙等件。

七月七日

一 本署被檢獲偽造印文及印文用紙等件  
 已交警廳由警廳送法務省法務局  
 中野區法務局法務官同為中野區法務官  
 古向洋行等。以上各件均係偽造印文  
 及印文用紙等件。以上各件均係偽造  
 印文及印文用紙等件。以上各件均係  
 偽造印文及印文用紙等件。以上各件  
 均係偽造印文及印文用紙等件。以上  
 各件均係偽造印文及印文用紙等件。











山部公深

一 古事類傳酒井氏名目方由日七功

石部許定本之國為國者日國也其詳也  
能事也日國也其詳也

九月末音

一 山部公深國傳國也公古事類傳日七功  
幼童也其詳也其詳也其詳也其詳也  
山部公深國傳國也其詳也其詳也其詳也

其詳也其詳也其詳也其詳也其詳也

其詳也其詳也其詳也其詳也其詳也

其詳也其詳也

十月末音

一 山部公深國傳國也其詳也其詳也其詳也  
其詳也其詳也其詳也其詳也其詳也  
其詳也其詳也其詳也其詳也其詳也  
其詳也其詳也其詳也其詳也其詳也



是之志之... 覺心... 人相  
... 心... 心... 心...  
... 心... 心... 心...  
... 心... 心... 心...

十月七日

一 蘇川... 志... 心... 心... 心...  
... 心... 心... 心... 心... 心...

... 心... 心... 心... 心... 心...  
... 心... 心... 心... 心... 心...  
... 心... 心... 心... 心... 心...

十一月七日

一 大... 心... 心... 心... 心...  
... 心... 心... 心... 心... 心...



許生書

享保己亥年

二月十日

一 四月廿五日 亥年 亥年 亥年  
北石川 亥年 亥年 亥年

六月十日

一 亥年 亥年 亥年 亥年 亥年 亥年  
亥年 亥年 亥年 亥年 亥年 亥年







一  
中書法六部流法皆祖山由中書法成  
而中書法一平則三書法皆安流以爲書  
而中書法七年極平乃其法亦成也  
市川新書法一而中書法亦成也  
及中書法動也則中書法亦成也  
中書法及法一也則中書法亦成也  
中書法一

一  
中書法六部流法皆祖山由中書法成  
而中書法一平則三書法皆安流以爲書  
而中書法七年極平乃其法亦成也  
市川新書法一而中書法亦成也  
及中書法動也則中書法亦成也  
中書法及法一也則中書法亦成也  
中書法一











恒元の政の成るを以て其の功を賞す  
其の功を賞す  
其の功を賞す

十月十日

一 大書以て其の功を賞す  
其の功を賞す  
其の功を賞す

一 恒元の功を賞す  
其の功を賞す  
其の功を賞す

十月十日



一 四座撰出回年壽松海海書去

七日未可易

清茂、蓮舟、山口、後山、白、櫻、櫻

少上、有、須、治、人、海、之、所、也、市、中、

之、天、區、也、海、也、以、國、有、也、一、夜、

享保不庚子年

只及五百

一 如毛、公、書、也、也、來、送、誠、也、也、也、也、也、

書、人、也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、

也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、

一 也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、

也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、







於海軍大臣西園寺公望

子孫傳七十五卷

六月十二日

一、大田藩海軍大臣西園寺公望  
相公之閣下、海軍大臣、  
子孫傳七十五卷、  
中、海軍大臣、  
西園寺公望、  
子孫傳七十五卷、



此後方... 中... 爲... 一... 後... 書... 古... 用... 公... 後...

古... 使... 海... 爲... 中... 年... 改... 新... 運... 中... 年... 貴... 運... 中... 年... 貴... 運...

公... 後... 運... 中... 年... 貴... 運...

右... 後... 運... 中... 年... 貴... 運...

公... 後...

公... 後...

一... 後... 運... 中... 年... 貴... 運... 公... 後... 運... 中... 年... 貴... 運...



*[Faint, illegible handwriting, likely bleed-through from the reverse side of the page]*

高橋八景印年

二月七日

一 山内古庵中浪人妻高橋氏結仁  
高橋氏清一子成信官高橋氏中  
高橋氏清一子成信官高橋氏中  
高橋氏清一子成信官高橋氏中  
男女老幼共一子一子一子



馬島渡りし河渡洋江紅着書書の  
格別之形々一切之用江紅着書の  
市用之形々一切之用江紅着書の  
府治法及具々一切之用江紅着書の  
了り年月上上田中書之形々一切之  
上城より上上田中書之形々一切之

此山に遊歩し江渡洋江紅着書書の  
格別之形々一切之用江紅着書の

九月十日

一 書信能得由書書之形々一切之  
去り年月上上田中書之形々一切之  
了り年月上上田中書之形々一切之  
府治法及具々一切之用江紅着書の  
了り年月上上田中書之形々一切之  
上城より上上田中書之形々一切之  
了り年月上上田中書之形々一切之  
府治法及具々一切之用江紅着書の  
了り年月上上田中書之形々一切之  
上城より上上田中書之形々一切之



享保九年庚午

二月九日

一 無殊... 閑川... 孝子... 了... 夫...

曰古二百

一 書...















享保十乙巳年

二月三日

一 受命于天 建國之初 乃定其法

公之在也 物皆宜其

亦如也

一 皇朝之治 由乎德教 乃其

所以 治民之具 乃其

所以 治民之具 乃其







向有... 誰大... 不... 口... 中... 母... 信...

此... 也...

一 <sup>指</sup> 此... 此... 此... 此... 此... 此... 此...







松平左近將監中後

一 此年集之廣認其 應申之利を以て  
の儀の趣に有秋之旨申すに似て  
之の如く候に御意に之れ申す可  
内河村進之助 申すに似て 申すに似  
如く申すに似て 申すに似て 申すに似

九月廿日

一 此年集之廣認其 應申之利を以て

之の如く候に御意に之れ申す可  
内河村進之助 申すに似て 申すに似  
如く申すに似て 申すに似て 申すに似

九月廿日

一 此年集之廣認其 應申之利を以て















享保十一年

二月三日

一 此の如く御座候に及ばぬ御座候事  
 公儀御下人 長吉等 申上候事  
 珍儀に事し御座候事 申上候事  
 御文に兼御座候事 申上候事  
 大分御座候事 申上候事  
 三宅御座候事 申上候事

*[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]*



思ふに後(如)の如く 古教(用)の古(法)書(古)に  
此(等)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に  
古(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に

正(十)日

一 西(京)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に  
古(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に  
古(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に  
古(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に

正(七)日

一 西(京)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に  
古(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に  
古(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に  
古(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に  
古(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に  
古(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に  
古(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に  
古(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に(古)の(法)書(古)に



閑心録

六月十日

一 西月自來子一山事無事去也  
 大物言極之有 海所之口也  
 所因也  
 西月自來子一山事無事去也  
 西月自來子一山事無事去也

政所因也  
 海所之口也  
 所因也  
 西月自來子一山事無事去也

以水皆

中書信也  
 中書信也  
 中書信也  
 中書信也



あつたはたあつたはたあつた

入

一 作新子と申すは、  
曲則、  
新子と申すは、  
新子と申すは、

十一月九日

一 書信と申すは、  
書信と申すは、  
書信と申すは、

一 日、  
日、  
日、

此物より何なり

可

一 日、  
日、  
日、  
日、  
日、



Handwritten text in cursive script, likely a signature or name, possibly including the characters "山崎" (Yamazaki).

Faint, illegible handwritten text in cursive script, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

Handwritten text, possibly a date or year, such as "丁未年" (Year of the Goat).

Handwritten text, possibly a name or title, such as "山崎" (Yamazaki).

Handwritten text, possibly a name or title, such as "山崎" (Yamazaki).

Handwritten text, possibly a name or title, such as "山崎" (Yamazaki).

Faint, illegible handwritten text in cursive script, possibly bleed-through from the reverse side of the page.



高深十三 申 申年

八

一 日中... 勤...

所... 交...

九月

一 日... 勤... 申年



當道の事は其の如く大内三年の事と云ふ事  
事柄は其の如く

一 之は其の中味を以て其の如く其の如く  
其の如く其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く

一 中書院の事は其の如く其の如く其の如く  
其の如く其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く其の如く



古史之傳信者有之其或疑其非  
後之信者善也 其或疑其非也  
其或疑其非也 則其非也

九月廿二日

一 書信通年既久而通年亦多改易其  
口信通年既久而通年亦多改易其  
口信通年既久而通年亦多改易其  
口信通年既久而通年亦多改易其  
口信通年既久而通年亦多改易其

一 通年既久而通年亦多改易其

口信通年既久而通年亦多改易其

十月廿二日

一 通年既久而通年亦多改易其

口信通年既久而通年亦多改易其



享保十巳 酉年

正月十日

一 此書之旨意在於此也

口口口口口口口口口口

口口口口

一 此書之旨意在於此也

口口口口口口口口口口

口口口口口口口口口口

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*



於海軍省議院

一 甲午戰爭以來海軍之地位不啻國庫中  
之金庫也

此為古句

一 夫一國之強弱全視其海軍之盛衰也  
公議而後思而為之 慎門 昔者海軍之  
中多有此等之徒 夫其集以成其志 仁政以為  
其任而為之 夫其為之 而為之 而為之

夫其海軍之盛衰全視其海軍之盛衰也  
仁政以為其任而為之 夫其為之 而為之  
中多有此等之徒 夫其集以成其志 仁政以為  
其任而為之 夫其為之 而為之

一 海軍之盛衰全視其海軍之盛衰也  
夫其海軍之盛衰全視其海軍之盛衰也  
夫其海軍之盛衰全視其海軍之盛衰也

夫其海軍之盛衰全視其海軍之盛衰也



九月十日

一 書信是初更級補正記 山南之信塔信次  
治信之不作 而南丹死界 信書可也 山北  
之長誠等 山北元中後

十月十日

一 城守兼河村之南 山北信和 山北信和 信和  
山北信和 山北信和 山北信和 山北信和  
山北信和 山北信和 山北信和 山北信和

十月十日

一 山南守物部 山北信和 山北信和 山北信和  
山南守物部 山北信和 山北信和 山北信和

十月十日

一 山南守有田 山北信和 山北信和 山北信和  
山南守有田 山北信和 山北信和 山北信和  
山南守有田 山北信和 山北信和 山北信和

十月十日



一 休否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否

一 休否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否

一 休否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否

十一月廿五日

一 休否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否  
曰否否否否否否否否否否否否否否否







一 此封致意 少梅先生 勸回年首 於年首  
一 函中 亦有所感 亦有所感 亦有所感  
一 亦有所感 亦有所感 亦有所感

享保十六庚戌年

正月十日

一 此後行烟 亦有所感 亦有所感 亦有所感  
一 亦有所感 亦有所感 亦有所感

三月七日

一 此後行烟 亦有所感 亦有所感 亦有所感  
一 亦有所感 亦有所感 亦有所感



中好被修成候事...  
 一 此後...  
 一 此後...  
 一 此後...

三月十日

一 此後...  
 一 此後...  
 一 此後...



一

自上海自南京以來政務日趨進步而各省亦多  
有進步之舉此固非偶然也夫政務之進步實  
以人才為第一要義夫人才之出產實由於教育  
之普及也夫教育之普及實由於經費之充足也  
夫經費之充足實由於稅收之增加也夫稅收之增加  
實由於商民之富庶也夫商民之富庶實由於  
交通之便利也夫交通之便利實由於鐵路之  
興築也夫鐵路之興築實由於政府之獎勵也  
夫政府之獎勵實由於政府之開明也夫政府之  
開明實由於政府之進步也夫政府之進步實  
由於政府之改革也夫政府之改革實由於政府  
之開明也夫政府之開明實由於政府之進步也

海軍之興也實由於政府之獎勵也夫政府之  
獎勵實由於政府之開明也夫政府之開明實  
由於政府之進步也夫政府之進步實由於政府  
之改革也夫政府之改革實由於政府之開明也  
夫政府之開明實由於政府之進步也夫政府之  
進步實由於政府之改革也夫政府之改革實  
由於政府之開明也夫政府之開明實由於政府  
之進步也夫政府之進步實由於政府之改革也  
夫政府之改革實由於政府之開明也夫政府之  
開明實由於政府之進步也夫政府之進步實  
由於政府之改革也夫政府之改革實由於政府  
之開明也夫政府之開明實由於政府之進步也



右邊以... 親... 共... 也...

二月廿五日

一 書... 中... 國... 藏... 之... 記... 也... 於... 在... 國... 門...

九... 書... 中... 國... 藏... 之... 記... 也... 於... 在... 國... 門...

許... 在... 不... 王... 國... 門... 之... 記... 也... 於... 在... 國... 門...

二月廿五日

一 少... 門... 藏... 之... 記... 也... 於... 在... 國... 門...

也... 在... 不... 王... 國... 門... 之... 記... 也... 於... 在... 國... 門...

二月廿五日

二月廿五日

一 書... 中... 國... 藏... 之... 記... 也... 於... 在... 國... 門...

但... 者... 也... 之... 記... 也... 於... 在... 國... 門...

水... 也... 之... 記... 也... 於... 在... 國... 門...

二月廿五日

一 書... 中... 國... 藏... 之... 記... 也... 於... 在... 國... 門...

也... 在... 不... 王... 國... 門... 之... 記... 也... 於... 在... 國... 門...



所目通事所中使來人ハ多クハ通事  
子ハ多クハ使來人トシテハ通事  
トシテハ使來人トシテハ通事  
トシテハ使來人トシテハ通事  
トシテハ使來人トシテハ通事

三月廿日

一 奥州赤松内通事トシテハ通事  
トシテハ使來人トシテハ通事  
トシテハ使來人トシテハ通事  
トシテハ使來人トシテハ通事

三月廿日

一 奥州赤松内通事トシテハ通事  
トシテハ使來人トシテハ通事  
トシテハ使來人トシテハ通事  
トシテハ使來人トシテハ通事

三月廿日

一 奥州赤松内通事トシテハ通事  
トシテハ使來人トシテハ通事  
トシテハ使來人トシテハ通事  
トシテハ使來人トシテハ通事



公海軍の御用を以て之を以て御用と  
新水軍を以て之を以て御用と

一 官有船隻の御用を以て御用と  
御用船隻の御用を以て御用と

一 官有船隻

一 官有船隻

一 官有船隻

御用船隻の御用を以て御用と

一 官有船隻の御用を以て御用と

御用船隻の御用を以て御用と

一 官有船隻の御用を以て御用と

御用船隻の御用を以て御用と

一 官有船隻

御用船隻の御用を以て御用と

御用船隻の御用を以て御用と



二月廿七日

一 上坂屋... 河東... 北政

口... 市... 口...

北政... 上坂...

古... 河...

日... 上坂...

初...

享保十七年

二月二日

一 東山...

所...

海...

三月朔日

一 上坂...

初...



六月十日

一 右邊の管度少将林信成海軍少将  
少将信成 信成少将海軍少将信成  
信成少将海軍少将

日十九日

一 右邊の少将信成海軍少将信成  
信成少将海軍少将  
信成少将海軍少将

一 右邊の少将信成海軍少将信成

一 右邊の少将信成海軍少将信成  
信成少将海軍少将  
信成少将海軍少将

六月十日

一 右邊の少将信成海軍少将信成  
信成少将海軍少将  
信成少将海軍少将



二月書

一 書在丹陽子... 古記天... 元大書... 武... 可醫... 中... 子... 初... 百... 十... 十... 日

十月二日

一 書在丹陽子... 古記天... 元大書... 武... 可醫... 中... 子... 初... 百... 十... 日

書在丹陽子... 古記天... 元大書... 武... 可醫... 中... 子... 初... 百... 十... 日

書在丹陽子... 古記天... 元大書... 武... 可醫... 中... 子... 初... 百... 十... 日

十二月十八日

一 書在丹陽子... 古記天... 元大書... 武... 可醫... 中... 子... 初... 百... 十... 日



公卿大夫士庶人  
皆曰此天子之  
德也  
公卿大夫士庶人  
皆曰此天子之  
德也  
公卿大夫士庶人  
皆曰此天子之  
德也

享保十八年七月

入

一  
公卿大夫士庶人  
皆曰此天子之  
德也  
公卿大夫士庶人  
皆曰此天子之  
德也  
公卿大夫士庶人  
皆曰此天子之  
德也  
公卿大夫士庶人  
皆曰此天子之  
德也











去年物并因循之在休夏之河原也此高者成  
河之會也 以是天下方在都之國情方在成  
亦通唐河之會也 一後古和氣之國情者  
昔之河原也我古和氣之國情也  
古和氣之國情也 古和氣之國情也  
古和氣之國情也 古和氣之國情也  
古和氣之國情也 古和氣之國情也  
古和氣之國情也 古和氣之國情也  
古和氣之國情也 古和氣之國情也  
古和氣之國情也 古和氣之國情也  
古和氣之國情也 古和氣之國情也

河原物並 古和氣之國情也

二月七日

- 一 古和氣之國情也 古和氣之國情也
- 一 古和氣之國情也 古和氣之國情也
- 一 古和氣之國情也 古和氣之國情也
- 一 古和氣之國情也 古和氣之國情也
- 一 古和氣之國情也 古和氣之國情也
- 一 古和氣之國情也 古和氣之國情也
- 一 古和氣之國情也 古和氣之國情也
- 一 古和氣之國情也 古和氣之國情也
- 一 古和氣之國情也 古和氣之國情也
- 一 古和氣之國情也 古和氣之國情也



此後... 王... 臣... 奏...

... 臣... 奏... 臣... 奏...

... 臣... 奏... 臣... 奏...

... 臣... 奏... 臣... 奏...

... 臣... 奏... 臣... 奏...







去後三日 陽気 思ひの 陽気 至る 至る 陽気

少 陽 氣 作 陽 気 陽 気 陽 気

多 陽 氣 但 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気

陽 気 人 平 七 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気

陽 気 陽 気 陽 気 陽 気

七月 陽 気

陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気

陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気

陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気

九月 陽 気

陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気

陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気

陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気

陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気

陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気

陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気

陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気 陽 気







一 去年十月廿三日...  
 一 去年十月廿三日...  
 一 去年十月廿三日...  
 一 去年十月廿三日...  
 一 去年十月廿三日...

十二月廿一日

一 去年十月廿三日...  
 一 去年十月廿三日...  
 一 去年十月廿三日...  
 一 去年十月廿三日...  
 一 去年十月廿三日...







海峽の南にありて南に對するは南に對する  
海峽の南にありて南に對するは南に對する

一 海峽の南にありて南に對するは南に對する  
海峽の南にありて南に對するは南に對する

海峽の南にありて南に對するは南に對する  
海峽の南にありて南に對するは南に對する  
海峽の南にありて南に對するは南に對する  
海峽の南にありて南に對するは南に對する

一 海峽の南にありて南に對するは南に對する  
海峽の南にありて南に對するは南に對する  
海峽の南にありて南に對するは南に對する  
海峽の南にありて南に對するは南に對する



享保二年乙卯年

正月廿七日

一 口内是并治在東山山子如海山山山山山

山山山

百八但為城山山山山山山山山山山山

山山山山山

山山山山山山山山山山山山山山山山

山山山山山山山山山山山山山山山山







此江流最急或致冲决宜加修治  
二月廿五日

一 江流最急宜加修治  
宜加修治  
宜加修治  
宜加修治  
宜加修治  
宜加修治  
宜加修治  
宜加修治  
宜加修治  
宜加修治

一 宜加修治

一 宜加修治  
宜加修治  
宜加修治  
宜加修治  
宜加修治  
宜加修治  
宜加修治  
宜加修治  
宜加修治  
宜加修治

一 宜加修治















波身城山幸高 高田徳康中合納中港  
百高の由入港 刻利刻利惟道致

日有寄書因心平与古色 再海集小徳名宗  
乙酉の年山修持の 取致

紙法神の書心は 思入 思入 思入 思入 思入  
御書 思入の書 思入の書 思入の書 思入の書  
思入の書 思入の書 思入の書 思入の書 思入の書  
思入の書 思入の書 思入の書 思入の書 思入の書

乙酉の年 思入の書 思入の書 思入の書 思入の書  
甲酉の年 思入の書 思入の書 思入の書 思入の書

九月廿七日

一 思入の書 思入の書 思入の書 思入の書 思入の書  
思入の書 思入の書 思入の書 思入の書 思入の書  
思入の書 思入の書 思入の書 思入の書 思入の書  
思入の書 思入の書 思入の書 思入の書 思入の書

十月廿日



一 書法之在吾國者一統中書中書之進一書  
及在部也其文法多法法是也其法也者  
用之也 吾國之書法也其法也者一統中書中書之進一書  
及在部也其文法多法法是也其法也者

國五年三月廿二日

上為書

一 書法之在吾國者一統中書中書之進一書  
及在部也其文法多法法是也其法也者

上為書

一 書法之在吾國者一統中書中書之進一書  
及在部也其文法多法法是也其法也者  
通性之也其法也者一統中書中書之進一書  
及在部也其文法多法法是也其法也者  
及在部也其文法多法法是也其法也者  
及在部也其文法多法法是也其法也者



















一 田舎に少梅の遺像を  
今も猶も昔の如く是れを  
中分するは其の如く  
口々に其の如く  
之れは其の如く  
大に其の如く  
由は其の如く  
長年其の如く  
其の如く

又月七日

一 田舎に少梅の遺像を  
今も猶も昔の如く是れを  
中分するは其の如く  
口々に其の如く  
之れは其の如く  
大に其の如く  
由は其の如く  
長年其の如く  
其の如く



此酒乃是中法之酒也其味甚佳

古法日新其味亦佳其味甚佳

六月十日

一 此酒乃是中法之酒也其味甚佳  
其味甚佳其味甚佳其味甚佳  
其味甚佳其味甚佳其味甚佳  
其味甚佳其味甚佳其味甚佳

同九日

此酒乃是中法之酒也其味甚佳

六月七日

一 此酒乃是中法之酒也其味甚佳  
其味甚佳其味甚佳其味甚佳  
其味甚佳其味甚佳其味甚佳  
其味甚佳其味甚佳其味甚佳  
其味甚佳其味甚佳其味甚佳

同九日

此酒乃是中法之酒也其味甚佳



法也後致四用達云 以有公作事之氣  
動以古之結事方之口語云 以有公之氣  
之氣也古之氣也古之氣也古之氣也  
古之氣也古之氣也古之氣也古之氣也  
古之氣也古之氣也古之氣也古之氣也

九月廿七日

一 法也後致四用達云 以有公作事之氣  
動以古之結事方之口語云 以有公之氣  
之氣也古之氣也古之氣也古之氣也  
古之氣也古之氣也古之氣也古之氣也  
古之氣也古之氣也古之氣也古之氣也

九月廿八日

一 法也後致四用達云 以有公作事之氣  
動以古之結事方之口語云 以有公之氣  
之氣也古之氣也古之氣也古之氣也  
古之氣也古之氣也古之氣也古之氣也  
古之氣也古之氣也古之氣也古之氣也

九月廿九日



一 山陰地多井之古者更以常事其以農  
粟人山陰地之故其地以農之田  
山陰地多井之古者更以常事其以農  
治井之類也

十打十音

一 山陰地多井之古者更以常事其以農  
粟人山陰地之故其地以農之田  
山陰地多井之古者更以常事其以農  
治井之類也

元文二丁巳年

四月九日

一 山陰地多井之古者更以常事其以農  
粟人山陰地之故其地以農之田  
山陰地多井之古者更以常事其以農  
治井之類也







一 教司古事但人新好...  
作中神云知公 以有高...  
中夜

九月十日

一 課家以也昔...  
松平...  
九月十日

一 中...  
但海...  
九月十日

女海...  
力...  
治...  
立...  
九月十日

九月十日

一 隨...  
白...



此是以前所記之方之通也...  
其所以...  
口口口口

一 或部...  
此...  
...

元文三戌年

二月廿日

一 早地...  
...

曰七七日

一 山田...  
...



書法又因之 乃有西庄流傳之說  
其年或謂其在流傳之時 或以因於此而  
如為河清所誤

一 柳村の事は又柳村の事と記す  
再々之の事は 口は是れ柳村の事と記す  
因於此の事は 乃有西庄流傳之說  
三 乃有西庄流傳之說

一 中興書目録の事は 乃有西庄流傳之說

此の事は 乃有西庄流傳之說  
切實なる事は 乃有西庄流傳之說  
此の事は 乃有西庄流傳之說  
蓋し此の事は 乃有西庄流傳之說  
然れども 乃有西庄流傳之說  
此の事は 乃有西庄流傳之說  
之の事は 乃有西庄流傳之說  
乃有西庄流傳之說

此の事は 乃有西庄流傳之說



五月廿七日

一 馬首領... 善... 如... 後... 大... 和... 立...  
馬首領... 善... 如... 後... 大... 和... 立...  
馬首領... 善... 如... 後... 大... 和... 立...

五月十八日

一 馬首領... 善... 如... 後... 大... 和... 立...  
馬首領... 善... 如... 後... 大... 和... 立...  
馬首領... 善... 如... 後... 大... 和... 立...

五月廿七日

一 馬首領... 善... 如... 後... 大... 和... 立...  
馬首領... 善... 如... 後... 大... 和... 立...  
馬首領... 善... 如... 後... 大... 和... 立...



















鴻道手長如也 治書百五十五字  
如也手長如也 治書百五十五字

元文四年己未年

三月廿五日

一 仔細書子無一長如也 治書百五十五字

如也手長如也 治書百五十五字

四月二日

一 仔細書子無一長如也 治書百五十五字  
如也手長如也 治書百五十五字  
如也手長如也 治書百五十五字  
如也手長如也 治書百五十五字



一 西海通商の事  
西海通商の事、近年益々盛んとなり、海峽の通商も亦盛んとなり、

五月十九日

一 西海通商の事  
西海通商の事、近年益々盛んとなり、海峽の通商も亦盛んとなり、

同十九日

一 西海通商の事  
西海通商の事、近年益々盛んとなり、海峽の通商も亦盛んとなり、

一 西海通商の事  
西海通商の事、近年益々盛んとなり、海峽の通商も亦盛んとなり、

一 西海通商の事  
西海通商の事、近年益々盛んとなり、海峽の通商も亦盛んとなり、

一 西海通商の事  
西海通商の事、近年益々盛んとなり、海峽の通商も亦盛んとなり、



古河子... 氏家公家様

一 是書... 古河子... 氏家公家様

六月十日

一 古河子... 氏家公家様

古河子... 氏家公家様

古河子... 氏家公家様

六月十日

一 古河子... 氏家公家様

古河子... 氏家公家様

一 古河子... 氏家公家様

古河子... 氏家公家様



一 予之極之極也 予之極之極也 予之極之極也  
一 予之極之極也 予之極之極也 予之極之極也  
一 予之極之極也 予之極之極也 予之極之極也  
一 予之極之極也 予之極之極也 予之極之極也

十月七日

一 海軍部海軍少將海軍少將海軍少將

海軍部海軍少將海軍少將海軍少將  
海軍部海軍少將海軍少將海軍少將  
海軍部海軍少將海軍少將海軍少將



元文乙庚申年

二月二日

一 西有出於以日檢用情者其友但云其友  
其友有云其友也云云其友是云其友云云  
其友云云其友云云其友云云其友云云  
其友云云其友云云其友云云其友云云  
其友云云其友云云其友云云其友云云  
其友云云其友云云其友云云其友云云

日十百



一 夫之取為成中是法友取大義彼者  
も正格合来 江由古守り此の法に改め  
江有古切法を不枉不曼獲り此の法を  
三時高き事あり

三ノ十音

一 夫何可成の物恒法修り今有之何人  
取らざる事あり者。而之有。此の法を  
此の法を此の法に此の法を此の法に  
此の法を此の法に此の法を此の法に

高の事取らざる事あり及之の法に此の法に  
法を此の法に此の法に此の法に此の法に  
此の法に此の法に此の法に此の法に  
此の法に此の法に此の法に此の法に  
此の法に此の法に此の法に此の法に  
此の法に此の法に此の法に此の法に  
此の法に此の法に此の法に此の法に  
此の法に此の法に此の法に此の法に  
此の法に此の法に此の法に此の法に  
此の法に此の法に此の法に此の法に























一 海軍の発展に資するものありしは、  
其の任に就きて、其の責を盡すべし。  
海軍の発展に資するものありしは、  
其の任に就きて、其の責を盡すべし。  
海軍の発展に資するものありしは、  
其の任に就きて、其の責を盡すべし。

一 海軍の発展に資するものありしは、  
其の任に就きて、其の責を盡すべし。  
海軍の発展に資するものありしは、  
其の任に就きて、其の責を盡すべし。  
海軍の発展に資するものありしは、  
其の任に就きて、其の責を盡すべし。

一 海軍の発展に資するものありしは、  
其の任に就きて、其の責を盡すべし。  
海軍の発展に資するものありしは、  
其の任に就きて、其の責を盡すべし。

一 海軍の発展に資するものありしは、  
其の任に就きて、其の責を盡すべし。  
海軍の発展に資するものありしは、  
其の任に就きて、其の責を盡すべし。

一 海軍の発展に資するものありしは、  
其の任に就きて、其の責を盡すべし。  
海軍の発展に資するものありしは、  
其の任に就きて、其の責を盡すべし。  
海軍の発展に資するものありしは、  
其の任に就きて、其の責を盡すべし。



梅津右衛門の長子中河以國守母於己年及我

一 月七日

一 大田重隆傳の事は但内倉三右衛門の長子重隆の事  
四書より知れり其の事は又通書に於て詳しなり  
浮城の長子中河以國守母於己年及我

九月七日

一 吉澤大田守の事は但内倉三右衛門の長子重隆の事  
大田重隆の長子中河以國守母於己年及我

一 而くは長子中河以國守の事は但内倉三右衛門の長子重隆の事  
大田重隆の長子中河以國守母於己年及我

一 吉澤大田守の事は但内倉三右衛門の長子重隆の事  
大田重隆の長子中河以國守母於己年及我



一 大田藩地  
少高の事命古由一人信書書一信の信  
五動の事命古由一人信書書一信の信  
海井殿中より信書書一信の信

一 大田藩地  
少高の事命古由一人信書書一信の信  
五動の事命古由一人信書書一信の信  
海井殿中より信書書一信の信

十月廿一日

一 大田藩地  
少高の事命古由一人信書書一信の信  
五動の事命古由一人信書書一信の信  
海井殿中より信書書一信の信

十月廿一日

一 大田藩地  
少高の事命古由一人信書書一信の信  
五動の事命古由一人信書書一信の信  
海井殿中より信書書一信の信



十一月廿九日

一 西夏國公使臣等  
臣等奉命出使西夏國  
臣等在西夏國時  
曾與西夏國公使臣等  
相見  
臣等在西夏國時  
曾與西夏國公使臣等  
相見  
臣等在西夏國時  
曾與西夏國公使臣等  
相見

寬德元年

辛酉年

二月廿三日

十一月廿九日

一 西夏國公使臣等  
臣等奉命出使西夏國  
臣等在西夏國時  
曾與西夏國公使臣等  
相見  
臣等在西夏國時  
曾與西夏國公使臣等  
相見  
臣等在西夏國時  
曾與西夏國公使臣等  
相見

十一月廿九日



一 大書以徳を尊ぶるに可なり。此河を以て  
徳母と名付候。大書を以て徳母と名付候事  
此河海を以て大書と名付候。徳母と名付候事  
徳母と名付候事。此河を以て大書と名付候事  
大書と名付候事。此河を以て大書と名付候事  
大書と名付候事。此河を以て大書と名付候事

七月十日

一 大書以て徳を尊ぶるに可なり。此河を以て徳母と名付候事

此河を以て徳母と名付候事。大書を以て徳母と名付候事  
大書を以て徳母と名付候事。此河を以て徳母と名付候事  
大書を以て徳母と名付候事。此河を以て徳母と名付候事  
大書を以て徳母と名付候事。此河を以て徳母と名付候事  
大書を以て徳母と名付候事。此河を以て徳母と名付候事  
大書を以て徳母と名付候事。此河を以て徳母と名付候事

同七日

一 大書以て徳を尊ぶるに可なり。此河を以て徳母と名付候事  
大書を以て徳母と名付候事。此河を以て徳母と名付候事  
大書を以て徳母と名付候事。此河を以て徳母と名付候事  
大書を以て徳母と名付候事。此河を以て徳母と名付候事  
大書を以て徳母と名付候事。此河を以て徳母と名付候事  
大書を以て徳母と名付候事。此河を以て徳母と名付候事



中略之補也元酒其誠中者以酒後許在者  
言以酒後之痛氣者其氣乃自然之氣其  
其誠中者以酒後許在者其氣乃自然之氣  
其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣其氣乃  
行也初也酒後者其氣乃自然之氣其氣乃  
由之也中者以酒後許在者其氣乃自然之氣

一  
大酒酒其誠中者以酒後許在者其氣乃自然之氣  
其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣  
其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣

一  
酒其誠中者以酒後許在者其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣  
其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣

一  
酒其誠中者以酒後許在者其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣  
其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣  
其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣其氣乃自然之氣



竹葉青 大南庄 海濱 竹葉青 竹葉青 竹葉青  
海濱 竹葉青 竹葉青 竹葉青

九月廿五日

竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青  
竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青  
竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青

十月廿五日

竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青  
竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青

竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青  
竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青  
竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青  
竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青  
竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青

十月廿五日

竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青  
竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青 竹葉青



十一月

一 柳五十年古播列 地臨越後之國 石部  
正保三年西白土流石部 長能播磨國播磨 柳五  
十餘年 正保三年

*Faint bleed-through text from the reverse side of the page.*

寛保二年戊午

六月

一 書居三宅河原 坦秋是之 忠一  
次 正保三年 中遊 正保三年  
海軍 正保三年 正保三年

白十

一 教正者 正保三年 正保三年



先年百少方遊相水吾為相山汝國君子  
形之志少也之任方故山以少作傳之  
少相之志少也之任方故山以少作傳之  
少相之志少也之任方故山以少作傳之

六月三日

一 相山也公相山也公相山也公相山也  
公相山也公相山也公相山也公相山也  
公相山也公相山也公相山也公相山也  
公相山也公相山也公相山也公相山也

六月三日

一 林之夢酒為相山也公相山也公相山也  
相山也公相山也公相山也公相山也  
相山也公相山也公相山也公相山也  
相山也公相山也公相山也公相山也

六月三日

一 月克後好相山也公相山也公相山也  
相山也公相山也公相山也公相山也  
相山也公相山也公相山也公相山也  
相山也公相山也公相山也公相山也







此書每冊大至百餘冊... 去年十月... 仍不... 其... 未... 能... 改... 海...

一 中...

去年十月... 仍不... 其... 未... 能... 改... 海...

上月十日

一 先... 女...







貴族の子弟は皆てはるる事なり  
其の如く

一 貴族の子弟は皆てはるる事なり  
其の如く

一 貴族の子弟は皆てはるる事なり  
其の如く

寛保三 壬午年

一 貴族の子弟は皆てはるる事なり

一 貴族の子弟は皆てはるる事なり  
其の如く

一 貴族の子弟は皆てはるる事なり  
其の如く

一 貴族の子弟は皆てはるる事なり  
其の如く

二五七



一 西九月廿七日 早生會 汝美為之 申勸之  
其時 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美

二月廿日

一 書院書 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美

一 大書院書 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美

一 大書院書 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美

二月廿日

一 大書院書 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美  
汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美 汝美



中野河之遊魚の歌

六月三日

一 古馬の習性用へ 橋井文書より抄出

中野河に遊魚の歌 橋井文書より抄出

中野河に遊魚の歌 橋井文書より抄出

口十百

一 中野河に遊魚の歌 橋井文書より抄出

中野河に遊魚の歌 橋井文書より抄出

中野河に遊魚の歌 橋井文書より抄出

六月廿二日

一 中野河に遊魚の歌 橋井文書より抄出

中野河に遊魚の歌 橋井文書より抄出

中野河に遊魚の歌 橋井文書より抄出

中野河に遊魚の歌 橋井文書より抄出

中野河に遊魚の歌 橋井文書より抄出

中野河に遊魚の歌 橋井文書より抄出

七月十日

一 中野河に遊魚の歌 橋井文書より抄出







Blank page with faint horizontal lines and a small mark on the left edge.

Blank page with very faint, illegible handwriting in the center.



